

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業	事業番号	C-7-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	5,726,515 (千円)	全体事業費	5,726,515 (千円)		
事業概要					
<p>■水産業共同利用施設復興整備事業</p> <p>東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の主要な産業である水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、共同で利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>水産業共同利用施設の整備</p> <p>松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌き及び管理事務所 A=6,827 m<sup>2</sup>, 原釜共同集配施設 A=1,125 m<sup>2</sup> 原釜海水浄化施設 A=77.9 m<sup>2</sup>, 原釜漁具倉庫施設 A=10,500 m<sup>2</sup> A=1,750 m<sup>2</sup></p> <p>松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理 建物面積 A = 300 m<sup>2</sup> 漁具倉庫施設 建物面積 A = 650 m<sup>2</sup> 水産物加工流通施設整備事業 敷地面積 A=16,500 m<sup>2</sup> 建物面積 A = 3,990 m<sup>2</sup></p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 4 項 漁業基盤整備(P34)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度～平成 27 年度&gt;</p> <p>松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌き及び管理事務所、原釜共同集配施設、原釜海水浄化施設、原釜漁具倉庫施設</p> <p>&lt;平成 25 年度～平成 27 年度&gt;</p> <p>松川浦漁港磯部地区 : 水産物加工流通施設</p> <p>&lt;平成 26 年度～平成 27 年度&gt;</p> <p>松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理、漁具倉庫施設</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000ha を超える面積は津波により被害を受け、市沿岸部にある漁港内でも、ほとんどの施設が流出、全壊の被害を受けており、残った施設についても、柱のみとなるなど施設として機能しない状況となっている。</p> <p>また、水産業に欠かせない漁船についても、津波の被害によりほとんどが流出、大破し、現在は津波を避けるため沿岸に避難した船だけとなっている。</p> <p>沿岸部に住む多くの方は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫など、すべてのものを失っており、将来の見通しが立っていない状況である。</p> <p>さらに追い打ちをかけるように、漁の自粛が決定され、解除の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。</p> <p>市の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことを危惧しており、早期に支援策を講じる必要があると考えている。</p> <p>しかしながら、相馬双葉漁業協同組合では、現在水揚げがなく、収入がない状況であり、かつこれまでの復旧・復興作業のための費用を支出しているため、これ以上財政的に負担することはできないため、市が水産業基盤整備を実施し、いち早い再開を支援するために本事業を実施することとした。</p> <p>事業実施については、新たな土地利用方針にもとづき、水産業を集積させることを考えているが、使用できる面積が限られているため、共同で利用できる施設とし、有効活用を図りたい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>松川浦漁港では、県事業として漁港施設(護岸、船曳き場)復旧事業を実施、また、漁港背後地(道路含む)についても、地盤沈下が著しいため、地盤嵩上げを実施予定。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 123 号線)	事業番号	D-1-5
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	120,000(千円)	全体事業費	120,000(千円)		

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 123 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市原釜地区

事業内容: 東部 123 号線 L=650m W=6m C=120,000 千円(原釜戸崎地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 27 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成27年2月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)	事業番号	D-1-6
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		1,190,670(千円)	全体事業費		2,060,870(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市岩子地区

事業内容:日下石石上線 L=2,814m W=10m 橋梁1基 C=2,060,870千円(岩子字数馬地区から程田字大師前地区への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成24年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成25年度~平成27年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 471 号線)	事業番号	D-1-10
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	312,000(千円)	全体事業費	312,000(千円)		
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 471 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量 実施場所: 相馬市柏崎地区 事業内容: 東部 471 号線 L=1,400m W=6m 橋梁 1 基 C=312,000 千円(柏崎中台地区から日下石鳥喰地区への避難路)</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度&gt; 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p>&lt;平成 25 年度~平成 27 年度&gt; 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 328 号線)	事業番号	D-1-13
交付団体	市		事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)	
総交付対象事業費	379,000 (千円)		全体事業費	379,000 (千円)	
事業概要					
<p>■道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 328 号線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所: 相馬市岩子地区 事業内容: 市道・東部 328 号線 L=1,500m W=6m 橋梁 1 基 C=379,000 千円 (岩子字小迫地区から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備 (P40)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度&gt;</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p>&lt;平成 25 年度~平成 27 年度&gt;</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	43	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 金草線)	事業番号	D-1-19
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	370,000 (千円)	全体事業費	370,000 (千円)		

事業概要

■道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 金草線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市磯部地区

事業内容: 市道・金草線 L=2,100m W=6m C=370,000 千円 (磯部字信成地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備 (P40)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 27 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:百槻和田線)	事業番号	D-1-27
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	289,000(千円)	全体事業費	289,000(千円)		
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:百槻和田線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所:相馬市岩子地区 事業内容:市道・百槻和田線 L=1,600m W=7m C=289,000千円(岩子字宝迫から岩子字坂脇地区への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度&gt;</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p>&lt;平成 25 年度~平成 27 年度&gt;</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	72	事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） （細田地区）	事業番号	D-21-1
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	4,566,880（千円）		全体事業費	4,566,880（千円）	
事業概要					
<p>■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量 対象面積 細田地区、43.9ha 事業内容：ポンプ場用地買収、管路整備、仮排水 ポンプ場及び付帯施設・設備整備</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度&gt;</p> <p>①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き</p> <p>&lt;平成 25 年度&gt;</p> <p>①ポンプ場用地等の用地買収 ②管路整備 ③ポンプ場基礎工事及び上屋工事 ④仮排水</p> <p>&lt;平成 26 年度&gt;</p> <p>①ポンプ場基礎工事及び上屋工事 ②機械・電気工事 ③仮排水</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm程度）が発生した。</p> <p>特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。</p> <p>また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。</p> <p>対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。</p> <p>については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災地域については、道路、水道、公共下水道（污水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					



(様式1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成27年2月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	73	事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） （尾浜地区）	事業番号	D-21-2
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	3,204,377（千円）		全体事業費	3,204,377（千円）	

事業概要

■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

対象面積 尾浜地区、61.6ha

事業内容：ポンプ場用地買収、管路整備、仮排水  
ポンプ場及び付帯施設・設備整備

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)  
〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

当面の事業概要

<平成24年度>

①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き

<平成25年度>

- ①ポンプ場用地等の用地買収
- ②管路整備
- ③ポンプ場基礎工事及び上屋工事
- ④仮排水

<平成26年度～平成27年度>

- ①ポンプ場基礎工事及び上屋工事
- ②機械、電気工事
- ③仮排水

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm程度）が発生した。  
特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。  
また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。  
対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。  
については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、道路、水道、公共下水道（污水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	81	事業名	水産種苗研究・生産施設復旧事業	事業番号	C-8-2
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)		福島県 (直接)
総交付対象事業費		711,927 (千円)	全体事業費		8,963,137 (千円)

事業概要

相馬市は、古くから漁業が盛んで、松川浦漁港に水揚げされるヒラメ、カレイ類、アイナメなどの魚介類は、市場や消費者から、新鮮さと品質の良さに高い評価を受けてきた。また、相馬市の漁業は、観光業や地元特産品と強く結びつき、極めて重要な産業となっている。

これまで、福島県では、水産種苗研究所及び種苗生産施設において、東京電力(株)福島第一原子力発電所の温海水を利用したヒラメ、アワビ、アユなどの種苗生産技術研究や生産・放流事業に取り組み、相馬海域をはじめとする、本県海域全体における水産資源の維持・増大を図ってきた。

しかし、東日本大震災に伴う大津波により、前述の水産種苗研究所及び種苗生産施設は全壊し、本県水産業振興の重要施策として位置づけられていた「栽培漁業」は大きな打撃を受けた。

このため、県では、相馬市をはじめとする本県の漁業者からの要望も踏まえ、放流用種苗の安定的確保に向けた水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制の再構築を図ることとした。

【整備の内容】

旧施設が東京電力(株)福島第一原子力発電所の温海水を利用した効率的な種苗生産及び高い回収率を維持してきた実績を考慮し、温海水を利用できる火力発電所近傍を候補地として検討した。

その結果、相馬共同火力発電(株)新地発電所からの温海水供給と同発電所近傍において施設用地の確保に見通しがついたことから、以下により当該施設を早期に復旧する。

○施設規模

敷地面積：約 29,580 m<sup>2</sup>

建築面積：約 6,871 m<sup>2</sup> 共用施設、種苗研究施設、種苗生産施設(稚魚飼育棟、親魚棟など)

対象魚種・数量：ヒラメ 100 万尾、アワビ 100 万個、アユ 300 万尾 (従来生産規模と同等)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください  
福島県復興計画(第2次)p14、p47、p73、p98「栽培漁業の再構築」  
福島復興再生基本方針 p62 ウ 水産業②

当面の事業概要

<平成 25 年度>	基本設計委託	13,472 千円
<平成 26~27 年度>	調査測量・実施設計委託	259,665 千円
<平成 27~29 年度>	建設工事	8,690,000 千円

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災に伴う大津波により、種苗研究・生産施設が全壊し、これまで実施してきた種苗研究・生産業務ができない状況となり、漁業者から沿岸漁業や後継者のためにもヒラメ、アワビなどを中心に、本格的な種苗生産再開の要望があり、栽培漁業の再構築が急務となっている。

関連する災害復旧事業の概要

震災のため中断した放流用種苗の生産技術開発の継続のため、平成 25 年 4 月に本県の沿岸重要魚種であるホシガレイ等の研究施設を、いわき市小名浜の水産試験場敷地内に整備した。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性